

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その98)

短時間労働者に対する社会保険の適用拡大について

Q

私は、従業員数 501 人以上の会社で、週 25 時間・年収 110 万円でパートタイマーとして働き、現在、夫の扶養家族になっています。平成 28 年 10 月 1 日から、短時間労働者への社会保険（厚生年金・健康保険）の適用が拡大されると聞きましたが、私に影響はあるのでしょうか？

A

所定労働時間が正社員の 4 分の 3 未満の短時間労働者は、社会保険（厚生年金・健康保険）の適用を受けていませんでしたが、平成 28 年 10 月 1 日からパートタイマーやアルバイトなどの短時間労働者（非正規労働者）にも社会保険が適用拡大されることになりました。

また、厚生年金の標準報酬月額等級に、下限にあたる 88,000 円（報酬月額 93,000 円未満）が追加されました。

あなたの場合、社会保険の適用範囲に該当しますので、平成 28 年 10 月 1 日から被扶養者とならず、ご自身で社会保険（厚生年金・健康保険）に加入することになり、保険料を納めることとなります。

短時間労働者への厚生年金・健康保険適用範囲

施行前

・勤務時間、勤務日数が常時雇用者の 4 分の 3 以上



施行後（平成 28 年 10 月以降）

以下の **すべての基準** を満たした場合、適用される。

- ・週の所定労働時間が 20 時間以上あること
所定労働時間とは雇用契約書等により、通常の週に勤務すべき時間をいいます。
(残業時間は含まれません)
- ・月額賃金 8.8 万円以上（年収 106 万円以上）であること
時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる割増賃金や通勤手当は含まれません。
- ・勤務期間が 1 年以上見込まれること
期間の定めがなく雇用される場合、雇用期間が 1 年以上である場合をいいます。
- ・常時 501 人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること
特定適用事業所とは、同一事業主（法人番号が同一）の適用事業所の被保険者数の合計が、1 年で 6 カ月以上、500 人を超えることが見込まれる事業所が該当します。
※学生は適用除外。

短時間労働者とは…

1 週間の労働時間が常時雇用者の所定労働時間の 4 分の 3 未満、または 1 カ月の労働日数が常時雇用者の所定労働日数の 4 分の 3 未満の労働者。

気を付けておくべきポイント

- ・社会保険の被扶養者（第 3 号被保険者）かどうかを判断する年収 130 万円の基準に変更はありませんが、年収 130 万円未満であっても、上記の適用範囲に該当する方は、被扶養者とならず、ご自身で厚生年金・健康保険に加入することとなります。
- ・老齢厚生年金を受給している方が、短時間労働者として被保険者になった場合などに、年金の一部または全部が支給停止となることがあります（在職老齢年金）。
- ・短時間労働者の社会保険適用範囲に該当した場合、厚生年金保険・健康保険の加入手続きは勤め先の会社を通して行いますが、配偶者の健康保険に加入していた被扶養者の方は、資格喪失の届出を配偶者の会社を通して行う必要がありますので、その旨を配偶者の会社にお申し出ください。